

印刷製本契約書

- 1 件名 _____

- 2 品名明細 別紙のとおり _____
- 3 納入場所 _____
- 4 契約金額 _____ ¥ _____
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 _____ ¥ _____
- 5 納入期限 令和 年 月 日 _____
- 6 契約保証金 免除（那覇市契約規則第 30 条の規定に基づく） _____
- 7 支払方法 完了後一括払い _____

上記の印刷製本について、那覇市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）との間に、那覇市契約規則に定めるもののほか、別記条項等のとおり契約を締結する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 城間 幹子

乙

契 約 条 項

(総則)

第1条 乙は、契約書記載の印刷物(以下「印刷物」という。)に係る印刷製本契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書、見本等に従いこれを履行しなければならない。

(権利の譲渡等の制限)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者へ譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(秘密の厳守)

第3条 乙は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(検収)

第4条 乙は、第1条の発注があったときは、当該発注に係る納入期限までに印刷物を甲に納入し、甲は、印刷物の納入があったときは、乙の立会いを求めて直ちに検査をしなければならない。

- 2 前項の検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。
- 3 乙は、納入した印刷物の全部又は一部が第1項の規定による検査に合格しなかった場合は、甲が指定する日までに、当該検査に合格できる印刷物を納入しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による納入について準用する。
- 5 第1項の検査(前項において準用する場合を含む。)に合格したときは、乙は、当該印刷物を甲に引き渡し、甲は、これを収納するものとする。

(所有権の移転)

第5条 印刷物の所有権は、前条の規定により乙が印刷物を甲に引き渡したときに、乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第6条 前条の規定により所有権が移転する前に生じた印刷物についての損害は、甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、納入した印刷物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲

に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は検収日を基準とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 5 追完請求、前2項に規定する代金の減額の請求(以下「代金減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。
- 6 甲が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(代金の支払)

第8条 代金の支払いは、すべての印刷物の納入が完了し、第4条に基づき甲が検収した後、乙からの請求書を受領した日から、30日以内に支払うものとする。

(部分払)

第9条 甲が必要と認める場合は、乙は、当該契約に係る既納部分についてその完納前にその既納部分に相当する金額の範囲内で甲に部分払の請求をすることができる。

- 2 部分払の額や回数については、甲の規程によるものとする。

(納期の延長)

第10条 乙は、天災地変等その他やむを得ない理由により納入期限内に印刷物を納入

することができない場合は、その理由を記し、納期内に納期の延長願書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項による納期の延長願いを受理したときは、その理由を審査し、延長することができる。

(遅滞賠償金)

第 11 条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、乙が納入期限内に印刷物を納入することができない場合において、納入期限後に納入の見込みのあると認められたときは、乙に対し期限を定めてその履行を催告するとともに遅滞賠償金を徴収するものとする。

- 2 前項の遅滞賠償金の額は、遅滞日数に応じ、当該未納部分の対価に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号。)第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率の割合を乗じて計算した額とする。
- 3 甲が約定の支払期日までに対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、当該印刷物の対価に前項の率の割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、又はこの契約の各条項に違反した場合は、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約締結又は義務履行について不正の行為があると認めたとき。
- (2) 納入期限内に納入できないとき、又は納入見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が甲の承認を得ないで、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせたとき。

(著作権)

第 13 条 甲の提出した原稿、その他の資料の著作権は甲に属し、乙は甲の許可なくこれを印刷、出版、販売し又は頒布してはならない。

(裁判管轄)

第 14 条 この契約に関する調停又は訴訟の裁判管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

(その他)

第 15 条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定める。